

令和7年度 第1回川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会次第

日 時 令和7年6月5日(木) 午後2時～

会 場 多摩市民館4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 部会長あいさつ
- 3 館長あいさつ
- 4 委嘱状交付
- 5 委員自己紹介
- 6 多摩市民館専門部会について
- 7 令和6年度第4回会議録について
- 8 議 題
  - (1) 多摩市民館における各種事業について
    - ア 施設の管理運営について
    - イ 社会教育振興事業について
  - (2) 調査・審議事項について
- 9 その他
  - 今年度専門部会の日程について
- 10 閉 会

## ■資料一覧

|      |                                  |
|------|----------------------------------|
| 資料 1 | 多摩市民館専門部会委員名簿（1 頁）               |
| 資料 2 | 社会教育法等関係法規抜粋（2～9 頁）              |
| 資料 3 | 令和 6 年度第 4 回多摩市民館専門部会摘録（案）（10 頁） |
| 資料 4 | 令和 7 年度多摩市民館施設管理等について（11 頁）      |
| 資料 5 | 令和 7 年度多摩市民館社会教育振興事業（12～17 頁）    |
| 資料 6 | 調査・審議事項について（18～19 頁）             |
| 資料 7 | 多摩市民館専門部会開催日程表（20 頁）             |

### 参考資料 他

- ・川崎市多摩市民館 指定管理者募集要項
- ・川崎市多摩市民館指定管理業務仕様書
- ・令和元年度かわさき市民アンケート報告書（抜粋）
- ・多摩市民館だより
- ・事業等募集チラシ等
- ・多摩市民館利用案内
- ・中原市民館利用案内
- ・高津市民館利用案内
- ・令和 6 年度活動報告書（教育文化会館・市民館）

## 川崎市社会教育委員会多摩市民館専門部会委員名簿

資料1

委嘱期間 令和6年5月1日からおおむね2年間(交代した委員は交代の時期を始期とする)

|      | 氏 名   |           | 職 名            |
|------|-------|-----------|----------------|
| 1号委員 | 栃木 達也 | とちぎ たつや   | 東菅小学校校長        |
| 2号委員 | 伊藤千津子 | いとう ちづこ   | たま学習サークル連絡会会長  |
| 2号委員 | 川鍋 賢昭 | かわなべ よしあき | 多摩区町会連合会副会長    |
| 2号委員 | 山本 和恵 | やまもと かずえ  | 多摩区地域教育会議副議長   |
| 3号委員 | 三品 勉  | みしな つとむ   | 市民委員           |
| 4号委員 | 高梨 宏子 | たかなし こうこ  | 東海大学総合教育センター講師 |
| 5号委員 | 澤 典子  | さわ のりこ    | 多摩区PTA協議会書記    |

(参考)

- 1号委員 = 区内に設置された学校の長
- 2号委員 = 区内の社会教育関係団体等から推薦された者
- 3号委員 = 区内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- 4号委員 = 学識経験者
- 5号委員 = 区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

## ○社会教育法〔昭和二十四年六月十日号外法律第二百七号〕 抜粋

〔文部・郵政大臣署名〕

社会教育法をここに公布する。

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第九条）
- 第二章 社会教育主事等（第九条の二—第九条の七）
- 第三章 社会教育関係団体（第十条—第十四条）
- 第四章 社会教育委員（第十五条—第十九条）
- 第五章 公民館（第二十条—第四十二条）
- 第六章 学校施設の利用（第四十三条—第四十八条）
- 第七章 通信教育（第四十九条—第五十七条）

## 第一章 総則

（この法律の目的）

**第一条** この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

（社会教育の定義）

**第二条** この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

## 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

**第十五条** 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

**第十七条** 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

**第十八条** 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

## 第五章 公民館

(目的)

**第二十条** 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

**第二十一条** 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

**第二十二条** 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

**第二十三条** 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務〔注参照〕に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

注 一項一号中「特定の営利事務」とあるは、「特定の営利事業」の誤りか。

(公民館の基準)

**第二十三条の二** 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

**第二十四条** 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

○川崎市社会教育委員条例（昭和24年9月27日条例第34号）

**第1条** 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により川崎市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

**第2条** 委員の定数は、20人とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに市民のうちから、教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 特別の事由あるときは、委員会は、前項の規定にかかわらず委員を解嘱し、又は解任することができる。

5 委員に欠員を生じたときは、補欠委員を委嘱し、又は任命しなければならない。

6 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**第3条** この条例に定めがあるものの外必要な事項は、委員会が別にこれを定める。

**附 則**

1 この条例は、昭和24年7月1日から、これを適用する。

**附 則**（昭和26年8月15日条例第36号）

この改正条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和28年4月1日条例第14号）

この条例は、昭和28年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、昭和28年6月1日から施行する。

**附 則**（昭和32年3月29日条例第12号）

この条例は、昭和32年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和34年8月3日条例第23号抄）

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和42年3月23日条例第18号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和46年12月24日条例第61号）

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月28日条例第38号抄）

（施行期日）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。

**附 則**（昭和 49 年 3 月 30 日条例第 34 号）

（施行期日）

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和 49 年 6 月 10 日規則第 69 号で昭和 49 年 7 月 2 日から施行。ただし、川崎市立中原公民館に係る改正部分は昭和 49 年 6 月 15 日から施行）

（川崎市立公民館使用条例の廃止）

- 2 川崎市立公民館使用条例（昭和 24 年川崎市条例第 33 号）は、廃止する。

**附 則**（平成 26 年 3 月 27 日条例第 17 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

○**川崎市社会教育委員会議規則**（昭和 52 年 1 月 27 日教委規則第 1 号）

（趣旨）

**第 1 条** この規則は、川崎市社会教育委員条例（昭和 24 年川崎市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、川崎市社会教育委員（以下「委員」という。）の会議（以下「会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選出区分）

**第 1 条の 2** 条例第 2 条第 2 項の委員の選出区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 市内に設置された学校の長
- （2） 市内の社会教育関係団体等から推薦された者
- （3） 市内在住の社会教育に関する経験を有する市民
- （4） 学識経験者
- （5） 市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者

（議長及び副議長）

**第 2 条** 会議は、委員の互選による議長及び副議長を各 1 名置く。

- 2 議長及び副議長の任期は、2 年とする。ただし、再選されることができる。
- 3 議長は、会議を主宰し、これを代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議の招集）

**第 3 条** 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎月 1 回これを招集する。ただし、会議は、開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 3 臨時会は、委員定数の半数以上の要請があったとき、又は議長が緊急の必要があると認める場合に限り、これを招集する。
- 4 会議は、議長が招集する。

5 議長は、会議の招集及び議事の事項等を、あらかじめ委員及び教育長に通知しなければならない。

(議事及び議決)

**第4条** 会議は、委員定数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議と教育委員会事務局との関係)

**第5条** 会議は、議案その他に関し必要あるときは、教育長に対し、教育委員会事務局職員の報告及び説明を求めることができる。

2 前項の場合において、関係職員は、会議で意見を述べるができる。

3 会議に必要な庶務は、教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

**第6条** 会議は、教育文化会館、市民館、図書館、青少年科学館及び日本民家園並びに青少年の家、少年自然の家及び黒川青少年野外活動センター（以下「青少年教育施設」という。）等の社会教育施設の円滑な運営を図るため、別表の専門部会の欄に掲げる専門部会を置く。

2 専門部会は、臨時委員で構成し、教育委員会が委嘱する。

3 前項の臨時委員は、その者の委嘱に係る専門部会の審議又は調査が終了したときは解職されるものとする。

4 専門部会は、臨時委員の互選による部会長及び副部会長を各1名置く。

5 専門部会は、部会長がこれを召集しその議長となる。ただし、部会長が開催の必要がないと認めるときは、この限りでない。

6 専門部会は、所属する臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

7 専門部会の議事は、出席した臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 専門部会の審議又は調査が終了したときは、当該審議又は調査の結果を会議に報告し承認を得なければならない。

9 部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその説明又は意見を聴くことができる。

(委任)

**第7条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月1日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により委嘱され、又は任命された委員で、この規則の施行の際現在に在任する委員は、その任期が終了するまでの間、この規則の規定に基づき委嘱され、又は任命されたものとみなす。

**附 則** (平成 26 年 3 月 26 日教委規則第 5 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 28 年 1 月 28 日教委規則第 1 号)

この規則は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の改正規定（図書館及び青少年科学館に係る部分に限る。）及び附則の次に別表を加える改正規定（図書館専門部会及び青少年科学館専門部会に係る部分に限る。）は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

**別表**(第6条関係)

| 専門部会       | 所掌事務                         | 委員の定数  | 委員の構成   |
|------------|------------------------------|--------|---|
| 教育文化会館専門部会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 幸市民館専門部会   | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 中原市民館専門部会  | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者                            |

|               |                              |        |   |
|---------------|------------------------------|--------|---|
|               |                              |        | (5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者   |
| 高津市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 宮前市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 多摩市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 麻生市民館専門部<br>会 | 館における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 10 人以内 | (1)区内に設置された学校の長<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)区内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 図書館専門部<br>会   | 館の運営及び図書館奉仕について意見を述べること。     | 10 人以内 | (1)市内に設置された学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民                                     |

|                   |                                |       |  |
|-------------------|--------------------------------|-------|--|
|                   |                                |       | (4)学識経験者<br>(5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者  |
| 青少年科学館専門部会        | 館の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。   | 10人以内 | (1)市内に設置された学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)市内在住の自然科学に関する知識、経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者  |
| 日本民家園専門部会         | 園の運営に関し意見を述べるとともに、事業評価を行うこと。   | 10人以内 | (1)市内に設置された学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)市内在住の歴史、民俗に関する知識、経験を有する市民<br>(4)学識経験者<br>(5)市内の家庭教育の向上に資する活動を行う者 |
| 有馬・野川生涯学習支援施設専門部会 | 施設の運営について調査審議すること。             | 8人以内  | (1)区内に設置された学校の教育職員<br>(2)区内の社会教育関係団体等から推薦された者<br>(3)区内在住の生涯学習に関する知識、経験を有する市民<br>(4)学識経験者                             |
| 青少年教育施設専門部会       | 各施設における各種の事業の企画実施について調査審議すること。 | 15人以内 | (1)市内の小学校及び中学校の教育職員<br>(2)市内の社会教育関係団体から推薦された者<br>(3)市内在住の社会教育に関する経験を有する市民<br>(4)学識経験者                                |

## 令和6年度 第4回川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会摘録（案）

- ・日 時 令和7年2月16日（日）13時30分～16時00分
- ・場 所 多摩市民館 第1会議室
- ・出席委員 高梨部会長、山本副部会長、羽深委員、伊藤委員、安陪委員、三品委員、澤委員
- ・事務局 柏原館長、篠原課長補佐、星野係長
- ・傍聴者 なし

## 1 開 会（星野係長）

## 2 あいさつ

## 3 市民自主学級・市民自主企画事業提案会・選考会（非公開）

令和7年度多摩市民館の市民自主学級2事業、市民自主企画事業2事業の計4事業について企画提案が行われた。選考会において、全ての事業が実施対象として選考され、川崎市社会教育委員会議へ報告することとなった。

## 4 議題

## (1) 令和6年度第3回会議録について

資料2に基づき星野係長から説明し承認された。特に質疑はなし。

## (2) 多摩市民館における各種事業について

## ア 施設の管理運営について

資料3に基づき星野係長から説明。特に質疑はなし。

## イ 社会教育振興事業について

資料4に基づき篠原課長補佐から説明。特に質疑はなし。

## (3) 調査・審議事項について

資料5に基づき柏原館長から説明。

## (高梨部会長)

これまでに挙げられた「市民に行き届く広報」等の課題について、一緒にいろいろと考えていけたらと思う。

## 5 その他

令和7年度第1回専門部会の日程を、6月5日（木）14時開始に決定した。

## 6 閉 会（山本副部会長）

## 令和 7 年度多摩市民館施設管理等について

## 1 会議室・教養室における利用方法（飲食）について

会議室・教養室では、午前・午後や午後・夜間にまたがる、いわゆる連続使用の場合のみ軽食を伴う利用を可としていましたが、令和 7 年 5 月から運用を変更し、単一区分で利用する場合においても会議や打合せなど本来の利用目的に付随して食事(弁当・軽食程度)をすることができることとしました。

※匂いが生じる場合、その他館の運営に支障が生じる恐れがある場合は食事をお断りする場合があります。

## 2 クールシェアルームの開設

電力供給が厳しくなる夏季において、一人 1 台のエアコンの使用を控えて公共施設や商業施設に出かけ涼しい場所を共有することで地球温暖化防止や節電につなげる取組として、市民ギャラリーを活用してクールシェアルームを開設します。

- ・期間 8 月 1 日（金）から 9 月 3 日（水）まで  
※休館日の 8 月 1 8 日（月）を除く
- ・時間 9 時から 1 7 時まで
- ・対象 入場自由（無料）

## 【参考：過去の実施結果】

| 年度    | 実施期間              | 実施日数  | 延べ利用者  | 1 日当たり利用者 |
|-------|-------------------|-------|--|-----------|
| H 3 1 | 8 / 2 ～ 8 / 1 4   | 1 3 日 | 1 6 6 人  | 1 2 . 8 人 |
| R 2   | 8 / 7 ～ 9 / 2     | 2 6 日 | 2 5 5 人  | 9 . 8 人   |
| R 3   | 7 / 3 0 ～ 9 / 1   | 3 3 日 | 3 2 2 人  | 9 . 7 人   |
| R 4   | 7 / 2 9 ～ 8 / 3 1 | 3 4 日 | 3 6 0 人  | 1 0 . 6 人 |
| R 5   | 8 / 4 ～ 8 / 3 0   | 2 6 日 | 3 4 3 人  | 1 3 . 2 人 |
| R 6   | 7 / 2 6 ～ 9 / 4   | 4 0 日 | 時間帯ごとの平均利用者数（※）<br>1 0 時 3 0 分：4 . 7 人<br>1 3 時 3 0 分：7 . 4 人<br>1 5 時 3 0 分：6 . 9 人 |           |

※R 6 は入場自由としたため、利用者数の集計方法が異なる。

## 【参考】多摩市民館の利用について

別紙参考資料「多摩市民館利用案内」参照

## I 社会参加・共生推進学習事業

### 1 識字学習活動～日本語学級～

日常生活に必要な日本語の会話・読み書きの基礎学習の支援をし、学習者とボランティアが学び合う関係づくりをととして、多文化共生社会の実現をめざす。

#### (1)水曜・午前コース 令和7年4/9～令和8年3/18 (年間継続)

学習支援グループ:ボランティアグループ「多摩にほんごの会」

《保育》保育ボランティアグループ「多摩保育グループ」

#### (2)金曜・夜間コース 令和7年4/11～令和8年3/6 (年間継続)

学習支援グループ:ボランティアグループ「たま語」

### 2 識字ボランティア研修

識字学習活動に参画するボランティアの育成と資質の向上を図る。

#### (1)日本語ボランティア研修(入門研修)

5/28～7/30 水曜日 午後 全10回

### 3 障害者社会参加学習活動 (青年教室)

地域での体験活動や交流をととして障がいのある人の社会参加を図るとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき共に生きる地域社会の実現をめざす。

5/24(土)～3/7(土) 月1回土曜 【年間継続】

参加登録者 27人・ボランティア17人

5月:オリエンテーション・自己紹介 6月:全体会 7月:アート体験 9月:全体会 10月:バスハイク

① 11月:バスハイク② 12月:お楽しみ会 1月:料理教室① 2月:料理教室② 3月:全体会

## II 市民自治基礎学習事業

### 1 平和・人権・男女平等推進学習

憲法・教育基本法の理念に基づき、世界の平和及び人権の尊重、性による差別や人権に関する問題解決に向けた学習機会を提供し、共に生きる地域社会の創造や男女共同参画社会の形成を目指す。

5月企画運営委員会が立ち上がり、企画検討

「  
」

短期 時期・テーマ未定

### 2 成人教室事業

成人層を対象として、成人期の課題解決あるいは地域参加に向けた学習機会を提供するとともに、地域の中での仲間づくり及びつながりづくりを促進する。

「出張多摩市民館 睡眠改善講座」

現役世代を中心に、慢性的な睡眠不足と言われている現代人。QOL 向上のために快適な睡眠について学ぶ。

7/6 日曜日 14～16 時 菅小学校特別活動室

### 3 シニアの社会参加支援事業

地域活動への参加や地域との関わり方等についての啓発事業として実施し、シニア世代等の市民が、これまで社会で培った豊富な経験と知識、多様な能力を活かし、これまで関わりの少なかった地域社会での様々な活動に参加できるよう支援する。

「テーマ未定」

企画運営委員会「チームとことん！」(公募委員8人)と協働して実施。新規企画運営委員1人

10月～11月で講座を開催予定。

会場: 生田出張所大会議室ほか

### 4 高齢者セミナー

高齢期の課題解決に向けた学習機会を提供する。また、学習を通じた、生きがいづくりや健康づくりを促進するとともに、幸福な高齢期をおくるための仲間作りの場の提供と支援をする。

実施時期 未定

### 5 家庭・地域教育学級

子どもを豊かに育む地域社会の創造を目指し、子育てに関する家庭・地域課題の学習機会を提供し親として市民としての学びを支援する。

I 期 「子育て応援講座」10月～11月 連続5回講座を開催予定。保育付き

II 期 時期・テーマ未定

### 6 市民館保育活動

親等の学習活動への参加を支援し、乳幼児の社会的成長を支援するために、主催事業に適宜併設する形で保育活動を実施する。

【識字学習活動(昼)、家庭・地域学級 I、市民自主企画事業】

(識字学習活動(昼)の保育は休止中、市民自主企画事業の保育は保育定員に達せず)

保育グループ: 多摩保育グループ

### 7 PTA家庭教育学級

PTAが実施する家庭教育学級に対し、講師派遣等の支援を行うことにより、子どもの健全な成長に向けた学校・家庭・地域の連携による学習活動の振興を図る。(各単位PTAの企画による)

説明会 5/8(木)10:00～12:00 (小・中学校)

報告会 2/19(木) 10:00～12:00(小・中学校)予定

## 8 子育て支援啓発事業

地域の子育てに関し、情報提供・フリースペースを提供し支援イベントを行う。

企画運営：子育てを考える会「グレープ」

「子育てひろば」令和7年4月～令和8年3月 おもに第2・4火曜（8月を除く）10:00～12:00

多摩市民館児童室 対象：0歳～就学前の子どもと親

「外国人の子育てひろば」令和7年4月～令和8年3月 おもに第2金曜（8月を除く）

10:00～12:00 多摩市民館児童室 対象：外国人家庭親子

## Ⅲ 市民学習・市民活動活性化学習事業

### 1 市民自主学級・市民自主企画事業

区ごとに、企画提案会を開いた後の選考委員会の選考結果に基づき、市民グループが市民館との協働により地域の問題等に関する継続的な学習の場を設ける。

|     | 受託グループ名        | 事業内容  |
|-----|----------------|---|
| 学級1 | 多摩シニアライフ研究会    | 「人生100年時代元気で楽しいシニアライフ講座」<br>多摩区内での具体的講座の必要性を考え、学びと連動した多摩区を中心とした地域活動事例の紹介や、講座内に講座後の活動具体化策についてのワークショップを取り入れ、活動実施への機会づくりの場とする。<br><br>10/4～11/29(土)13:30～15:30 全6回 |
| 学級2 | 市民館応援団         | 「みんなで学ぼう！パブリック～社会教育、コモン、市民自治・・・私たちのくらしにどうつながっているの？～」<br>社会教育の理解を深めるとともに、市民館以外の社会教育的事業や、市民自治やコモンの自治につながる学びにも視野を広げてみたい。<br><br>9/21～1/25(日) 14:00～16:00 全6回       |
| 企画1 | トウテミル          | 「TAMA PUBLIC 問い1」<br>市民創発の実現に向けて、公共についての理解を深め、行政と協働しながら、より活気のある地域づくりを行っていききたい。そのために、「公共」を身近な存在として学ぶ。<br><br>6/7～9/27(土)午後 全6回                                   |
| 企画2 | 地域と子ども Miraiらぼ | 「親子で創るワンシーンミュージカル～楽しく表現して発散！親子の絆を深めて夏の思い出に～」<br>歌・ダンス専門講師を呼び、小学生の親子でミュージカルの曲1曲を、振付にあわせて踊りながら歌う。<br><br>8/2、1/24(土)13～17時  |

## **2 PTA活動研修** ～よりよいPTA活動のために

- (1) 広報委員会(小・中学校)1回
- (2) 成人活動向け研修((小・中学校) 1回
- (3) 校外活動向け研修(小・中学校) 1回
- (5) 役員研修会(小・中学校) 1回

【共催】多摩区PTA協議会

5/15(木)～6/17(火) 全4回 10:00～12:00 会場:多摩市民館

## **3 市民活動エンパワーメント研修**

市民活動・ボランティア活動に関する学習機会を提供することにより、市民が自ら考えながら生活・地域課題等に取り組むことができるように、市民全体の地域づくりを支援する。

「青年教室ボランティア養成講座」

6/7～7/5(土)14～16時 全4回

## **4 市民講師活用事業**

様々な分野において豊富な経験や資格、技術等を持っている市民が、地域の生涯学習における身近な学習支援者「市民講師」として活躍できるよう育成・支援を行う。

10/2 養成講座開催予定

## **5 生涯学習交流集会**

いきいきとした多摩区の社会教育の展開に向け、市民と職員が率直な意見交換をし、市民主体の地域の生涯学習を創り出すことをめざす。

1/31(土)開催予定

## **6 「地域の寺子屋事業」情報交換会**

寺子屋コーディネーターや寺子屋先生など「地域の寺子屋事業」に携わる者のネットワーク化や事業連携を通じ、寺子屋事業の活性化、地域教育力の向上を目指す。

多摩・麻生区小学校寺子屋情報交換会 年1回 10月30日開催予定

## **7 学習情報提供・学習相談事業**

市民の学習と活動を支援や様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し公開・提供。学習についての情報照会・相談を受け付け対応する。

「生涯学習相談コーナー」 運営:多摩生涯学習相談ボランティアの会

市民の学習と活動を支援するために、様々な学習情報・市民活動情報を収集・整理し、提供すると共に、生涯学習相談員により市民からの情報照会・相談を受け付け対応する。

【年間継続】原則、第2・4火曜日午前

## IV 市民と行政の協働・ネットワーク学習事業

### 1 課題別連携事業

(1) 第 24 回多摩ふれあいまつり

6/15(日) 10:00~15:00

会場: 多摩市民館他

「バリアフリー わたしとあなたとこの街と」をテーマに、多摩区で福祉活動をしているグループや福祉に関心のある人たちが、地域で行っている活動に関する情報を発信し、「バリアフリーのまちづくり」の理解と啓発をめざすまつり

主催: たまわかくさ(多摩区当事者・ボランティア連絡会)、多摩ふれあいまつり実行委員会

(2) 第 23 回たまたま子育てまつり

9/14(日) 9:45~15:00 会場: 多摩市民館

主催: たまたま子育てまつり実行委員会

地域で子育てを支える環境づくりを目的とした子育てに関する企画やステージ・情報提供等

(3) たま学びのフェア 2026

多摩市民館で活動している団体等による学びの場を広げるイベント

3/14(土)、15(日) 10:00~16:00 会場: 多摩市民館 【主催】たま学びのフェア実行委員会

(4) 多摩区子育て支援会議

9/5(金)、2/6(金) 全 2 回 会場: 多摩市民館

多摩区内の子育て関係機関、支援団体、市民グループによる会議

子育て支援情報紙「多摩区で子育て」発行

### 2 行政区・中学校区地域教育会議推進事業 川崎市委託事業

令和 7 年度活動日程

・総会: 6/3(火) 議長: 高森 康広

【多摩区地域教育会議・子ども会議】

・中学校区との連携強化を検討する。

【多摩区地域教育会議・教育を語るつどい】

・/( ) : ~ : 会場: 多摩市民館 大会議室

【多摩区地域教育会議・広報紙「ちえの輪」発行】

年 3 回

### 3 文化団体連携推進事業

(1) 春の文化祭 いけばな展 4 月、バレエコンサート 4/20(日) 多摩区文化協会

(2) 秋の文化祭 いけばな展 10 月、芸能の部 10/25(土)・26(日) 多摩区文化協会

(3) 文化講演会 10 月頃 多摩区文化協会(多摩図書館共催)

(4)文化サロン 10月頃 座学「多摩区郷土史入門講座」

多摩区文化協会(稲田郷土史会、多摩図書館共催)

1/26(月)座学「多摩区の歴史 明治の出来事」多摩区文化協会

(5)文化教室 5/26(月) 6/2(月)「健康バレエ・初夏」多摩区文化協会

8/2(土)3(日) 夏休み鉄道ジオラマとミニ運転会 多摩区文化協会

8/7(木) 芸能体験教室「琉球舞踊、他」多摩区文化協会

11/4(火)10(月)「健康バレエ・秋」多摩区文化協会

12/25(木) 創作体験「お正月花」多摩区文化協会

3/8(日) 創作体験「春をいける」多摩区文化協会

(6)ちびっこシアター 6/6(金) 劇団飛行船によるマスクプレイミュージカル「長靴をはいた猫」

多摩区文化協会

#### 4 インターンシップ受け入れ

6～7月創価大学1名受け入れ予定

8～9月3大学連携事業(多摩区役所企画課所管)として受け入れ予定

### V 現代的課題対応学習事業

#### 1 現代的課題学習事業

現代的、今日的な課題に係わる学習機会を提供し、今を生きる市民の学習を支援する。

「親子でシチズンサイエンス」

8/5(火) 14:00～16:00 かわさき<sup>そら</sup>宙と緑の科学館

対象:小学3年生から中学3年生までのお子さんと保護者(ペア)

### VI 学習環境整備事業

#### 1 広報・刊行活動

多摩市民館だより 年6回(5/1、7/1、9/1、12/1、2/1、3/31)

6,500部作成、各町内会・自治会回覧及び各公共施設にて配布

#### 2 情報機器等整備貸出活動

川崎市視聴覚ライブラリーと連携し視聴覚教材を利用した学習ができるよう視聴覚機器及び教材を貸出する。(市民館ホームページ、学習相談・学習情報提供等により広報)

# 調査・審議事項について

## 1 専門部会の目的・所掌事務

- 市民館等の社会教育施設の円滑な運営を図る。
- 館における各種の事業の企画実施について調査・審議すること。

## 2 調査・審議の進め方（イメージ）

### （1）課題の洗い出し

|               |   |
|---------------|---|
| 第1回<br>(6/28) | <p><b>【第1回で挙げられた意見・課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門部会では、市民館を全体的に俯瞰してみて、<u>どういう方向性が良いか、運営をどうしていくのが良いか</u>といったことを、課題を見出しながら調査検討していければよい。</li> <li>● 多摩市民館を長年利用しており、色々なことがあったがとても良い施設だと思うので、<u>指定管理の導入後も良いところは維持できるようにしてほしい。</u></li> <li>● インターネットで瞬時に情報を得られるようになったが、<u>対面で互いに確認しあうなど人と人とのつながり</u>がもっと密にあるべきで、それができる場所が市民館だと思う。</li> <li>● 市民館では、福祉から趣味の学習までありとあらゆるところに目を向けて講座が開催されているが、<u>一般の市民に行き届いていない。</u> <u>広報の手法に課題がある</u>のではないかな。</li> <li>● 自分が住んでいる場所は、小田急線の反対側で山もあるので多摩市民館が遠く感じる。</li> <li>● 色々な事業があるが、誰を対象にしているか、いつやるかなど体系化して示せば分かりやすく伝わるのではないかな。</li> <li>● 指定管理が導入されて何が変わっていくのか、自分たちの活動にどのような影響があるのか、まだ見えないところがあるので声を上げていくことが大事であるし、<u>それを伝える場がどう保証されるのか</u>、ということにも関心を持った。</li> <li>● 地域には、<u>何かをやりたいという積極的な層の方や消極的に参加する層の方、無関心な層の方</u>など様々な層の方がいるが、今後専門部会ではどこに焦点を当てていくかも考えていかなければならない。</li> </ul>   |
| 第2回<br>(9/27) | <p><b>【第2回で挙げられた意見・課題等】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民館の様々な事業について体系的によく理解できていない。<u>政策や施策、事業の全体像を示せば何が目的か、そのため何をしなくてはならないかが見えてくる。</u>扱っている分野も幅広いので分野別でも示されていると分かりやすい。</li> <li>● 専門部会の審議事項は、多摩区が考えている政策等を効率的に行いたいということなのか、特にこれを上手く行いたいということなのか、多くの人に市民館を利用してもらえるようにしたいということなのか。それぞれの観点で検討すれば今後調査・審議を進めるに当たり見えてくるものもある。評価の観点も必要。</li> <li>● 「たま学びのフェア」の<u>主催者として努力をしているが、広がっていない。</u>事業の指針等があればもっと進めることができると思う。町内会の回覧など様々な広報をしているが中々届かない。実施結果も参加者数など数字だけで評価されてしまう。</li> <li>● <u>社会教育に関わっている人たちが社会教育・生涯学習を学ぶ場も必要</u>と感じている。</li> <li>● 市民館の会議室について、<u>一般の団体は中々予約が取れない</u>という話も耳にする。</li> <li>● 指定管理者制度が導入されることによって、<u>社会教育施設として向かっていく先がこれまでと変わっていくのか。</u></li> <li>● 時代の変化等に伴いサービスの向上が図れるところは積極的に民間の知見やスピード感を活かして進める。<u>行政と民間の良いところを持ち合って市民館を良くしていく</u>ということ。</li> <li>● 参加者同士の交流をしたい人向けではないが、時代も変わってきているので、<u>講座へのWEB参加という形もどんどん取り入れて行ってよい</u>のではないかな。</li> </ul> |

### （2）挙げられた課題を踏まえた調査・審議の方向性の検討

|  |  |
|--|--|
| 第3回<br>(12/13)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第1回、第2回専門部会での意見をまとめると、<b>「市民に行き届く広報」</b>や<b>「指定管理制度の導入」</b>に関して委員の関心が高いので、今期の専門部会ではこれらの課題について審議していくこととしてはどうか。</li> <li>● 話し合いを進めていく中で新たな関心ごとや課題などが見つかった場合は、その内容も含めて審議を進めていければよい。</li> </ul> |
| <p>【令和7年度に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→市民館を知ってもらうための取組や広報に関する現状・課題について ※現状の広報手段：区ホームページ、市民館だより、チラシ・ポスター、市政だより等</li> <li>→取組のアイデア等について</li> </ul> |  |

### （3）課題の解決に向けた調査・審議

- 課題の解決に向けたアイデア等に関する意見交換や、調査・審議を行う。
- 専門部会の活動報告を取りまとめる。

1 多摩市民館で実施している主な広報の取組状況について

(1) 多摩市民館利用案内（別紙参考資料参照）

ア 概要

多摩市民館の利用方法や案内図、使用上の注意事項等を掲載

イ 配布方法

多摩市民館受付窓口で配布

(2) 多摩市民館ホームページ（<https://www.city.kawasaki.jp/tama/category/98-11-1-0-0-0-0-0-0-0.html>）

ア 概要

- 川崎市（多摩区）ホームページ内に多摩市民館ホームページを掲載
- 「多摩市民館の施設案内」、「事業のお知らせ」、「多摩市民館だより」、「川崎市社会教育委員会議多摩市民館専門部会」、「多摩区の生涯学習情報」、「市内の市民館・分館」の情報を掲載
- 最近では主に次の改良を実施
  - ・多摩市民館各施設の360度ビューを掲載（令和5年度）
  - ・多摩市民館専門部会のページを新設（令和5年度）
  - ・料理室の備品情報を掲載（令和5年度）
  - ・ホール機材の詳細や楽屋情報を掲載（令和5年度）
  - ・多摩市民館各施設の写真データをオープンデータとして市ホームページに掲載（令和6年度）
    - ※掲載場所：かわさき魅力ギャラリー（<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000165871.html>）
  - ・バリアフリートイレの設置状況や各トイレの設備情報を掲載（令和6年度）



(3) 市民館だより

ア 概要

多摩市民館で行われる講座、学級、イベント等の情報を掲載。A4 二つ折り、4～8 頁程度。令和7年5月1日号からフルカラー化？

イ 配布方法

年6回発行（5・7・9・12・2・3月）。町内会・自治会での回覧、公共施設等（市民館・図書館、行政サービスコーナー、スポーツセンター、子ども文化センター、各社会教育施設、鉄道駅等）での配布

(4) 講座や事業のチラシ・ポスター

ア 概要

講座・事業実施時に作成。

イ 配布方法

公共施設等（市民館・図書館、行政サービスコーナー、スポーツセンター、子ども文化センター、いこいの家、各社会教育施設、鉄道駅等）での配布

(5) 市政だより多摩区版

ア 概要

かわさき市政だよりの1、2面は多摩区版として多摩区役所が編集し、区に関する情報を掲載

イ 配布方法

毎月1日に月1回発行。町内会・自治会など配布団体、事業者によるポスティング、公共施設への配架等による配布。



2 広報の充実に向けて

- 多摩市民館のホームページや利用案内について、引き続き利用者や専門部会での意見等を踏まえながら内容の充実を図る。また、令和8年4月に予定されている指定管理制度の導入が予定されているため、分かりやすく親しみやすい内容となるよう指定管理事業者と協議していく。
- 講座や事業のチラシについて、必要な人に情報が届けられるよう、引き続き配布場所の見直しに取り組んでいく。

## 令和7年度 専門部会開催日程表

資料7

|     |  |                  |                  |
|-----|--|------------------|------------------|
| 第1回 | 6月5日(木)  | 14時～             |                  |
| 第2回 | 9月9日(火)  | AM<br>市民館第5会議室   | PM<br>市民館第5会議室   |
|     | 9月10日(水)   | AM<br>多摩区役所防災本部室 | PM<br>多摩市民館第1会議室 |
|     | 9月12日(金)   | AM<br>多摩市民館第5会議室 |                  |
|     | 9月17日(水)   |                  | PM<br>多摩市民館第6会議室 |
|     | 9月18日(木)   | AM<br>多摩市民館第6会議室 | PM<br>多摩市民館第4会議室 |
|     | 9月19日(金)   | AM<br>多摩市民館第4会議室 | PM<br>多摩市民館第4会議室 |
|     | 9月24日(水)   | AM<br>多摩区役所防災本部室 | PM<br>多摩市民館第6会議室 |
|     | 9月25日(木)   | AM<br>多摩市民館第5会議室 | PM<br>多摩市民館第5会議室 |
|     | 9月26日(金)   | AM<br>多摩市民館第5会議室 | PM<br>多摩市民館第5会議室 |
|     | 第3回  | 12月【予定】          | AM               |
| 第4回 | 市民自主企画事業提案会・専門部会<br>【候補日】令和8年2月14日(土)、22日(日)、23日(月・祝)いずれかの午後 |                  |                  |